

空き家の発生を抑制するための特例措置

相続発生日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋又は取壊し後の土地を譲渡した場合に、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円が特別控除されます。

◆対象の家屋…昭和56年5月31日以前に建築したもの
(ただし、相続の時から取壊し日又は譲渡日まで業務や居住の用に供していないこと)。

※家屋の譲渡の場合は、耐震性能を確保したもの。

◆令和5年12月31日までの譲渡



農業者年金について

国民年金の第一号被保険者で60歳未満、年間60日以上農業に従事している方は、だれでも加入できます。詳細は農業者年金基金のホームページをご覧ください。

◆農業委員会
☎(945)5281
JAおきなわ西原支店
☎(945)5225

▲詳しくはこちら

おきなわでござる

西原町役場 ☎945-5011

本特例の適用可否等については、管轄の各税務署(国税局)へお問い合わせください。

国土交通省「空き家の発生を抑制するための特例措置」
右記については、確定申告の際、提出書類があります。

◆提出書類

- ① 譲渡所得の金額の計算に関する明細書
- ② 被相続人居住用家屋の登記事項証明書等
- ③ 被相続人居住用家屋の売買契約書の写し等
- ④ 被相続人居住用家屋等確認書
- ⑤ 被相続人居住用家屋の耐震基準適合証明書又は建設住宅性能評価書の写し

※家屋を譲渡する場合、
④については、町都市整備課での申請が必要です。

町ホームページに必要書類や様式等掲載しておりますので、ご確認ください。また、ホームページをご覧にならない場合は、都市整備課へお問い合わせください。

◆都市整備課 ☎(945)4496



国土交通省HP



西原町HP

農地の利用状況調査を行います

農業委員会では、6月から農地利用状況調査を行う予定です。調査の結果、遊休農地及び遊休化のおそれがある農地の所有者に対して「利用意向調査」を実施し、農地の利用確認を行います。下記の事例に該当する場合、「農地中間管理機構と協議すべき旨の勧告」を行います。なお、勧告が行われると、勧告の対象となった農地の固定資産税が増額する可能性があります。また、勧告にも応じなかった場合には、県知事の裁定によって当該農地に農地中間管理機構の利用権が設定される可能性があります。

(事例)

- ① 令和3年11月に送付された利用意向調査(文書)について回答がない
→まだ回答していない方は、5月中に回答してください。
- ② 「自ら耕作します」と回答しているが、農業上の利用の増進が図られていない
→5月中に耕作を再開してください。
- ③ 「自ら権利の設定若しくは移転を行う」と回答しているが、行われていない
→農業委員会で許可申請を行う必要があります。5月中に手続きをしてください
- ④ 農地を有効に利用すると認められない回答をした
→勧告の対象となります。自ら耕作されるか、5月中に農業委員会と協議を行ってください。

農業委員会は、遊休農地の発生防止とすみやかな解消に取り組んでいます。文書が届いていない方でも、農地の管理について不安や疑問等がある場合はご相談ください。

【お問い合わせ】西原町農業委員会 ☎098-945-5281

2022 毎月、西原さわふじマルシェのイベント情報発信します!

5 西原さわふじマルシェ通信

ゴールデンウィーク 5/3火▶5/5ホ

えんにち 縁日やるよ!

遊びにくるりん! 11:00~13:00

主催:西原町観光まちづくり協会 ☎911-9178

JAファーマーズ うんたま市場 ☎945-5151

- GWフェア/5日(金)まで
- ゴーヤフェア/8日(日)
- パインフェア/21日(土)~22日(日)
- パッションフルーツ/28日(土)~29日(日)

さわふじマルシェ ☎945-7411

- 植木市/3日(火)~8日(日)まで
- 母の日似顔絵展示/8日(日)まで
- 第2回 さわりんりん市/15日(日)

~~~~~  
随時、イベント出店者募集中!

※イベント内容が変更になることもあります。ご了承ください。最新情報はコチラから↑

あなたの熱意を地域で活かしてみませんか?  
**毎年5月12日は「民生委員・児童委員の日」です**

民生委員・児童委員は厚生労働大臣からの委嘱を受け、一定の地域を担当し住民の生活状況の把握、要保護者の保護指導、福祉施設との連絡及び協力などの業務を行っております。

【主な活動】

- ① 生活の実態や福祉ニーズの把握に努めます。
- ② 生活上のさまざまな相談に応じます。
- ③ 介護や福祉の制度・サービスの情報提供をします。
- ④ 必要なサービスが受けられるよう調整・支援します。

今年度は3年に一度の一斉改選の年です。町では、民生委員・児童委員を募集しております。興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】福祉課 社会福祉係 ☎098-945-4791  
西原町社会福祉協議会 ☎098-945-3651

高校卒業おめでとう!!

**NS<sup>2</sup>BP新メンバー募集**

商品開発・特産品販売・演劇・県外研修などで西原町を元気に!

ソーシャルビジネスを学びながら「各地の学生との交流」、「まちづくり」に参加することができます。

詳しくはNS<sup>2</sup>BPのInstagramへ→

応募方法:電話またはメール、Instagram  
電話番号:西原町観光まちづくり協会 ☎098-911-9178  
E-mail:nishiharasbp@gmail.com

**戦没者等のご遺族の皆様へ**

**第11回 特別弔慰金の請求期限は令和5年3月31日まで**

請求がまだの方…  
請求期限を過ぎると、第11回特別弔慰金が受け取れなくなります。請求がまだの方は福祉課窓口で請求手続きをしてください。

請求がお済の方…  
第11回特別弔慰金の決定通知が役場に届くまで、1年半~2年近くお時間を頂いております。国庫債券が届き次第、請求者のみなさまにご案内いたします。ご理解のほど、よろしくお願い致します。

【お問い合わせ】福祉課 社会福祉係 ☎098-945-4791

**赤十字の活動にご支援を!** 5月は「赤十字会員増強運動」月間

日本赤十字社では、5月1日~31日までの1カ月間を「赤十字会員増強期間」として、事業資金の募集を行っています。皆様からの寄付金は、飢餓、貧困等に苦しむ人々の救護、輸血用血液の供給、青少年の健全育成事業などの財源に充てられます。地域の自治会役員などが、各家庭に寄付金をお願いのために訪問しますので、ご理解とご協力をお願いします。

令和3年度西原町区分における社費及び寄付金総額/3,254,292円  
日本赤十字社沖縄県支部西原町区分 区分長 崎原 盛秀

【お問い合わせ】福祉課 社会福祉係 ☎098-945-4791

株式会社 **ふちかみ** 沖縄支店

〒901-0502 沖縄県八重瀬町字大頓1302番地  
TEL (098) 998-9950  
FAX (098) 998-9988

**相続 遺言** お悩みではありませんか?

~専門家が解決方法をご提案します~  
相続・遺言のことなら何でもご相談下さい。完全個室の相談ブースを完備しておりますのでゆっくりとご相談いただけます。(要予約)

相続・遺言に関することならこちら→ **「相続・遺言おきなわ.com」**  
http://souzokuigon-okinawa.com/

相続・遺言の相談は無料です!  
司法書士法人 **きやん事務所**  
代表司法書士 喜屋 武 力  
与那原町字東浜23番地2 (ローソン与那原東浜店となり)  
TEL 882-8177 営業時間 平日AM 9:00~PM 5:30

← QRコードか「相続 遺言 きやん」で検索してアクセス